

入札公告

令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の整備業務に係る資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務を一般競争入札に付します。入札を希望される方は、下記にしたがい応募して下さい。

令和7年3月
一般社団法人漁業情報サービスセンター
会長 黒萩真悟

1. 調達内容

- (ア) 件名 令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の整備業務に係る資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務
- (イ) 仕様 別紙仕様書のとおりとする
- (ウ) 業務期間 契約締結日～令和8年3月12日とする

2. 入札方法

- (ア) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか、免除事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書は封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては法人名)、宛名及び入札件名を表記すること。
- (イ) 落札者決定は、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3. 入札参加資格

- (ア) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (イ) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 令和4・5・6年度の日本国政府が実施する各省各庁における物品の製造等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「B」等級以上の資格を有するものであること。
- (エ) 上記(ウ)の資格者で物品の製造契約、物品の販売契約及び役務契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (オ) 品質管理体制について「ISO9001:2000」、「ISO9001:2008」、「ISO9001:2015」、組織としての能力成熟度について「CMMI レベル3以上」のうち、いずれかの認証、若しくはこれと同等の認証を取得していること。
- (カ) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際標準)及びJISQ27001(日本工業標準)のうち、いずれかの認証、若しくはこれと同等の認証を取得していること。

4. 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5. 参加手続きおよび提出書類に係る事項

- (ア) 入札説明書の交付 入札を希望する者は、入札説明書を入手すること。入札説明書は、東京都中央区豊海町4-5 一般社団法人漁業情報サービスセンターにて令和7年3月19日までの平日9時00分～16時00分の間に交付する。なお、来社される場合

は、あらかじめ電話にて日程の調整を行うこと。

- (イ)書類提出の期限および場所 令和7年3月21日10時00分
東京都中央区豊海町4-5 一般社団法人漁業情報サービスセンター
- (ウ)提出書類
 - a. 入札参加申込書
 - b. 入札書
 - c. 委任状(代理人に委任する場合)
 - d. 全省庁統一資格の資格審査結果通知の写し
 - e. 契約に係る指名停止等に関する申立書
- (エ)提出場所
東京都中央区豊海町4-5 一般社団法人漁業情報サービスセンター

6. 開札について

- (ア)開札日時
令和7年3月21日10時00分
- (イ)開札場所
東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル6階
一般社団法人漁業情報サービスセンター 会議室
- (ウ)開札時の注意
 - a. 改札時に不在の入札者は、落札の意思がないものとみなし失格とする。
 - b. 予定価格の範囲の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うので、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。再度入札を行ってもなお落札者がいない場合は、当該入札を打ち切ることもある。

7. 入札に係る注意事項

- (ア)契約保証金 免除
- (イ)入札の無効 本公示に対して競争参加資格のない者の提出した入札票及び入札に関する条件に違反した入札票は無効とする。
- (ウ)落札者の決定方法 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (エ)落札者への通知 落札者へは、落札した旨を通知するものとする。

8. 契約の締結

- (ア)契約に使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- (イ)契約保証金 免除
- (ウ)契約書の作成 必要
- (エ)水産庁の委託事業の企画競争に応募し、落札、契約を経てから当該業務の契約を締結する。そのため、落札できなかった場合など当該業務の契約が締結できないことがある。

9. 本件に関する問い合わせ

一般社団法人漁業情報サービスセンター
総務部 宮本(電話03-5547-6888)
生産管理部 鳴海(電話03-5547-6883)
水産情報部 渡邊(電話03-5547-6889)

- 9. 受付時間 平日9時00分~16時00分(左記の時間外はメール受付、翌営業日対応とする。

令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の
整備業務に係る

資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務

調達仕様書

令和7年3月

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

目 次

1	調達件名	3
2	調達の目的.....	3
3	契約期間・契約形態.....	3
	(1) 契約期間.....	3
	(2) 契約形態及び支払方法.....	4
4	連絡先.....	4
5	作業の実施内容に関する事項	5
	(1) Fresco システムの要件.....	5
	(2) 次期 Fresco システムの概要.....	5
	(3) 「資源評価情報サブシステム」要件定義項目	6
	(4) 「次期 Fresco システム」のシステム利用者による評価について	7
	(5) 「次期 Fresco システム」の運用・保守計画案の作成.....	7
	(6) 定例会の実施.....	7
6	非機能要件	8
	(1) 規模に関する事項	8
	(2) クラウドサービス要件.....	8
	(3) 情報セキュリティ要件	8
	(4) その他事項.....	9
	(5) 通常運用に関する要件.....	10
7	作業の実施に当たっての遵守事項.....	10
	(1) 機密保持、資料の取扱い.....	10
	(2) 個人情報の取扱い.....	10
	(3) 標準ガイドラインの遵守.....	11
	(4) 作業実施体制.....	11
	(5) プロジェクト管理の実施.....	11
	(6) 作業要員に求める資格等の要件.....	12
	(7) 作業場所等.....	12
	(8) 受託者及び応札予定者に貸与する資料	12
8	成果物の範囲、納品期日等	12
	(1) 成果物及び納品期日.....	12
	(2) 成果物の作成内容	13
	(3) 納入形態.....	13
	(4) 知的財産権の帰属	14
9	検査	14
10	契約不適合責任.....	14
11	その他	14
12	附属文書.....	14

1 調達件名

令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の整備業務に係る資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務

2 調達の目的

令和4年度に、一般社団法人漁業情報サービスセンター(以降 JAFIC)がオンプレミスで運用していた資源評価情報システム(以降 Fresco)のサーバー一式を、アマゾンウェブサービス(AWS)を利用したクラウドサービスへ移行した(図2-1 資源評価情報サブシステムのイメージ 参照)。

令和8年度にシステム更改が予定されており(以降 次期 Fresco システム)、次期 Fresco システムではクライアントサーバ型のアプリケーションを、モダンアプリケーション※に移行する予定である。また、システム利用者からの意見を踏まえ、データ登録やデータ利用方法の機能改善を行い業務の効率化を図る予定である。

本業務では、令和8年度の次期 Fresco のシステム更改業務を円滑に実施する目的で、要件定義とそれに伴う設計業務を行うものとする。

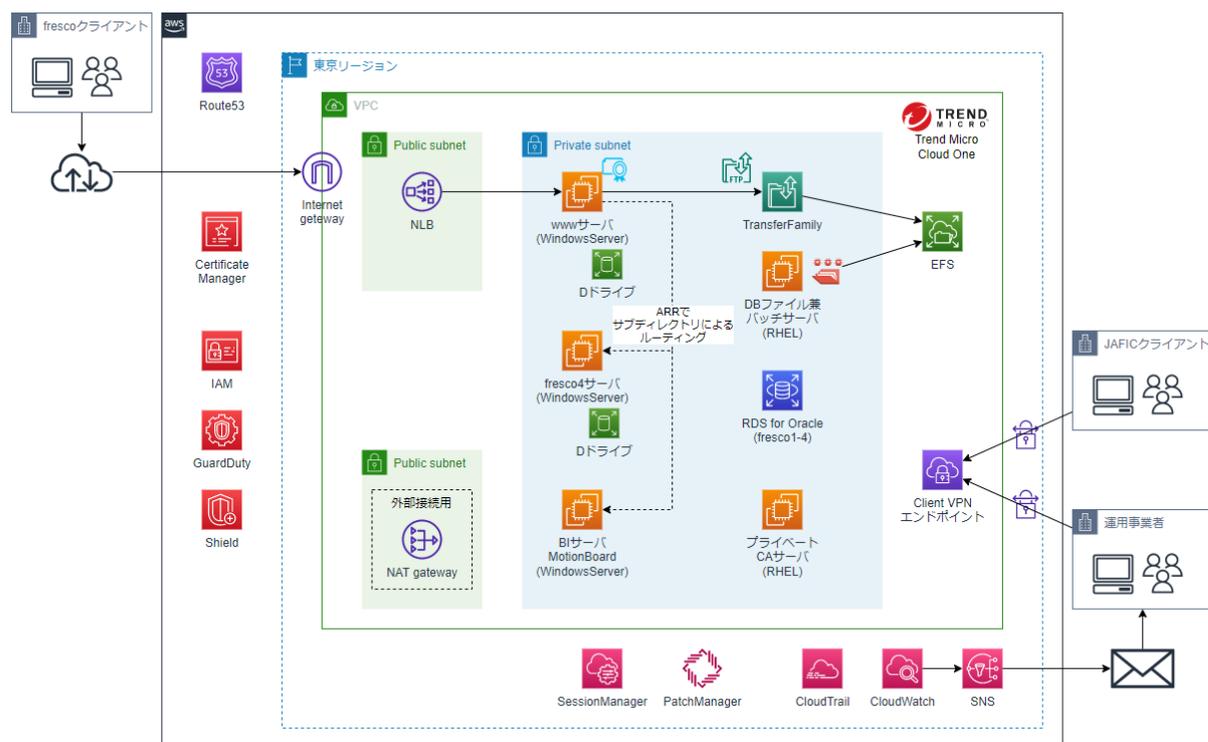


図2-1 資源評価情報サブシステムのイメージ

3 契約期間・契約形態

(1) 契約期間

契約締結日から2026年3月10日までとする。

(2) 契約形態及び支払方法

契約形態及び支払方法は別途契約書において定めるものとする。

4 連絡先

本調達仕様書に関する問合せ先は以下のとおり。

〒104-0055

東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル6F

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

水産情報部 資源・漁業グループ

電話番号:03(5543)6889

担当者:渡邊 一功 (Email:watanabe@jafic.or.jp)

生産管理部

電話番号:03(5543)6883

担当者:鳴海 吉洋 (Email:ynarumi@jafic.or.jp)

5 作業の実施内容に関する事項

(1) Fresco システムの要件

漁業資源の調査・評価に必要となる主要魚種の漁業資源情報を収集・管理するためのシステムである。Fresco1、Fresco2、Fresco3、Fresco4 の DB で構成されており、各機能要件は以下のとおり。

ア Fresco1

(ア) データの入力を行う入力フォーム画面を作成できる

(イ) 入力された漁業資源データを計測／収集し、データを登録・検索できる

イ Fresco2

(ウ) 使用する測器データ変換パラメータを編集できる。

(エ) 海洋環境データを入力／登録し、データを検索／参照できる。

ウ Fresco3

(オ)アーカイバルタグデータなどのファイル単位の調査データを入力／登録し、データを検索／参照できる。

エ Fresco4

(カ)画像データを登録／検索できる。

(2) 次期 Fresco システムの概要

システム利用者が作成した、「別紙1)業務の流れ(案)」、「別紙2)ユーザ認証の流れ」の業務改善内容に従って、次期 Fresco システムの機能要件を作成する。なお、「別紙1)業務内容」、「別紙2)ユーザ認証」は来社による閲覧資料とする。

その他の概要については以下に挙げるものとする。

ア JAFIC が提供する AWS 環境に構築する。この環境は水産庁がエンドユーザとなるアカウントとなっている。

イ モダンアプリケーション※とすること。

※モダン技術によって構築されているアプリケーション。マイクロサービスアーキテクチャ、API、クラウドネイティブ、マネージドサービスのみによる構成等が特徴。

ウ 農林水産省が運営する情報セキュリティクラウド(MAFF クラウド)への接続を前提とすること。

エ 新たに取得した農林水産省のドメインを使用すること。

オ 一部のデータ登録はシステム利用者が作成した「別紙3)登録帳票一覧」に示すエクセル形式の帳票または ASCII 形式のファイルにより登録を行う予定である。「別紙3)登録帳票一覧」に係る登録帳票のファイルについては来社による閲覧資料とする。データ登録の内容は現行システムと同等であるが、「別紙3)登録帳票」がすべてではないため、本業務ですべての様式を確定することとする。また「別紙6)現行システムの情報・データ一覧」と登録帳票の対応付けを実施する必要がある。登録帳票はシステム利用者または JAFIC が実施主体として作成し、受託者は要件定義書に対応付けの内容を記載する。なお、海洋環境の測器から得られたデータは、ASCII ファイル形式であり、エクセル帳票となっていない。

- カ 登録帳票とデータベースとのインターフェースは帳票のレイアウトが変わった際にシステム管理者が設定ファイル等で容易に変更し設定できるようにしなければならない。
- キ データ修正・削除の業務についてシステム利用者と協議の上整理すること
- ク その他、システムの機能については、「別紙4)次期 Fresco システムの機能概要(案)」(来社による閲覧資料)に示す内容を想定している。
- ケ 現行システムの基本設計書案を作成すること。令和7年度の基本設計書案の作成粒度は、設計書の概要及び目次を明確化する範囲までとし、設計書の本文の詳細な記載は令和8年度のシステム更改時に実施する。
- コ 「別紙 8) AWS Azure 設定確認リスト及び Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書」にある内容で、クラウド環境及びアプリケーションを構築すること。
- サ 不具合発生時のアプリケーション改修やパッチ適用など AWS の運用・保守の事前評価を実施する目的でステージング環境を用意すること。

(3) 「資源評価情報サブシステム」要件定義項目

- ア 要件定義内容はデジタル庁が示す「DS-120 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」(https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines)に掲載されている「要件仕様書標準テンプレート」に記載された以下の項目とする。ただし「要件仕様書標準テンプレート」に記載された設計書もあわせて作成すること。

No	内容	作業者 ○:実施主体 △支援			備考
		受託者	JAFIC	システム利用者	
1	業務要件定義				
1.1.	業務実施手順	○	△		
1.2.	業務の規模	△	○		現行システムの同等
1.3.	業務実施の時期・時間	△	○		
1.4.	業務の実施等	△	○		
1.5.	業務観点で管理すべき指標	△	○	△	
1.6.	情報システム化の範囲	○	△		
1.7.	業務の継続の方針等	△	○		
1.8.	情報セキュリティ対策の方針等	○			
2	機能要件定義				
2.1.	機能に関する事項	○	△	△	機能一覧を含む
2.2.	画面に関する事項	○	△	△	モックアップ等
2.3.	帳票に関する事項	○	△	△	登録帳票は別紙5を参照
2.4.	データに関する事項	○	△	△	ER 図などを含む
2.5.	外部インターフェースに関する事項	○	△	△	
3	非機能要件定義				

3.1.	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項		○		
3.2.	システム方式に関する事項	○	△		
3.3.	システム規模に関する事項	○	△		現行システムの要件にあわせる※
3.4.	性能に関する事項	○	△		
3.5.	信頼性に関する事項	○	△		
3.6.	拡張性に関する事項	○	△		
3.7.	上位互換性に関する事項	○	△		
3.8.	中立性に関する事項	○	△		
3.9.	継続性に関する事項	○	△		
3.10.	情報セキュリティに関する事項	○	△		
3.11.	情報システム稼働環境に関する事項	○	△	△	
3.12.	テストに関する事項	○	△		※と同じ
3.13.	移行に関する事項	○	△	△	移行対象と方法
3.14.	引継ぎに関する事項	○	△		
3.15.	教育に関する事項		○	△	
3.16.	運用に関する事項	○	○		監視業務はJAFICが作成
3.17.	保守に関する事項	○	○		

イ 実施主体が成果物を作成し、必要な支援を受けること。

ウ 設計・開発実施計画書、設計・開発実施要領は受託者が作成すること。

(4) 「次期 Fresco システム」のシステム利用者による評価について

データ登録のシステム利用者との要件合意形成のため、登録画面のモックアップを作成しシステム利用者の合意を得ること。モックアップについては、次期 Fresco システムの Web 化を意識した html 画面で実現し、静的な画面遷移を表現するものとする。AWS 環境は使用せずローカル環境に構築し、認証やデータ登録のサーバ機能は実装せず、固定の画面遷移で登録手順と結果を表現する。

(5) 「次期 Fresco システム」の運用・保守計画書の作成

ア 受託者は、次期 Fresco システムを開発工程における、クラウド環境の休日時の運用停止等について記載した運用・保守について具体的な実施内容・手順を運用・保守作業計画(案)を作成すること。なお、本業務において AWS 環境が必要な場合は、受託者の要望に応じて JAFIC が AWS 環境を作成し受託者に貸与する場合がある。ただし貸与する期間は本業務の契約期間とする。

イ 運用・保守のためのサービスレベル等を要件定義書に記載すること。

(6) 定例会の実施

受託者は、定例会を要件定義内容及び業務進捗に係る打ち合わせを月毎に、それ以外のものに関しては四半期毎に開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。

ア JAFIC から要請があった場合、又は、受託者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。

イ 会議終了後、5日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。))を除く。)に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

ウ 水産庁の主管課主催の会議に年6回まで出席し、出席した際は議事録の作成を行うこと。

6 非機能要件

本業務を行うにあたっての非機能要件を以下に示す。

(1) 規模に関する事項

現行システムインスタンス構成は、「図2-1 水資源評価情報サブシステムのイメージ」に示す。また、「別紙5) 【fresco】クラウド基盤_基本設計書(来社による閲覧資料)」を参照すること。なお、データの登録内容やデータ量については、「別紙6) 情報・データ一覧」を参照すること。

(2) クラウドサービス要件

AWSより取得した本システム専用のアカウントは、以下の要件を満たしている。

ア 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であり、データ移行を考慮し現行システムと同じリージョンを利用する。

イ 一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。

ウ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。

エ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。

オ 契約の解釈が日本法に基づくものであること。

カ 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。

キ 本システムのクラウドサービスはJAFICが契約し、クラウドサービスの提供に係る費用及び利用料はJAFICが支出する。

ク JAFICは、現行システムのクラウドサービスの利用実績について、利用明細書の写し及びそれらを一覧表にとりまとめ、受託者に提出する。また、JAFICは、受託者の求めに応じ、クラウドサービスを含めた情報システムの構成を適切に見直すための資料(AWS Cost Explorer、AWS Trusted Advisor、AWS CUR 等の出力結果)を提出する。

ケ JAFICは受託者に対して、本業務を実施するために、現行システムのIAM ユーザとしてサインインできるよう、アカウント情報を提供する。ただし、本アカウント情報は、契約期間終了時に変更する。

コ 現行システムの仕様は、「別紙7) 【fresco】クラウド基盤_基本設計書」(来社による閲覧資料)を参照すること。なお、データの登録内容やデータ量については、「別紙6) 情報・データ一覧」を参照すること。

サ クラウドサービスはモダンアプリケーション※のアーキテクチャを用いること。

(3) 情報セキュリティ要件

ア ユーザ認証

「別紙2) ユーザ認証の流れ」(来社による閲覧資料)に従う。ただし、「別紙8) AWS Azure 設定確認リスト及びWebシステム/Webアプリケーションセキュリティ要件書」に記載の要件となっているか確認を行い、要件を満たさない場合は見直しを実施すること。

イ 証跡管理

- (ア) 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- (イ) ログの不当な消去や改ざんを防ぐため、アクセス制御機能を備えること。
- (ウ) ログに記録される時刻にずれが生じないよう、システム内の機器の時刻を同期する機能を備えること。
- (エ) 容量の不足や障害の発生等により、ログが取得できなくなるおそれのある事象が発生した場合、又はログが取得できなくなった場合、速やかにシステム管理者及びシステム運用担当者に通知すること。
収集したログを一元的に管理し、不正侵入や不正行為の有無の点検・分析を効率的に実施できること。ただし、農林水産省が運営する情報セキュリティクラウド(MAFF クラウド)に参加することを前提とする。

ウ 不正操作対策

システムに対する想定しない通信プロトコルによる通信や許可されていないコマンドやデータの入力を拒否する機能を備えること。

エ 脆弱性対策

サービス利用に当たって必要ではない利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能を組み込まないこと。

オ ガイドライン

「別紙 8) AWS Azure 設定確認リスト及び Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書」をに基づくこと。

(4) その他事項

ア 信頼性(完全性要件)に関する事項

機器等の故障や誤操作に起因するデータの滅失や改変の防止、処理結果の信頼性確保、データの真正性確保に係る対策要件については、以下のとおり。

- (ア) 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- (イ) 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- (ウ) データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
- (エ) データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行えること。

イ 拡張性(完全性要件)に関する事項

データの増加することが見込まれるため、現行システムのデータ量及び増加量を踏まえて、サイズ等を選択するとともに、データ保存領域の拡張等が容易に可能な構成とすること。

ウ 中立性に関する事項

- (ア) 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、本仕様書において指定しているものを除いて、特定ベンダーの技術に依存しない、汎用性のある技術仕様に基づくものとする。
- (イ) 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全て汎用性のあるインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- (ウ) 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体(ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC等)が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。

(エ) システム環境のセキュリティ向上を目的とした対策を実施することとし、その水準は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守した内容となるよう努めることとする。

(5) 通常運用に関する要件

業務時間は以下のとおりである。

平日：09:00～17:00

7 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

ア 委託した業務以外の目的で利用しないこと。

イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。

ウ 持出しを禁止すること。

エ 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めことや、必要に応じてJAFICによる実地調査が実施できること。

(2) 個人情報の取扱い

ア 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

イ 個人情報の取扱いに係る事項についてJAFICと協議の上決定し、書面にて提出すること。なお以下の事項を記載すること

(オ) 情報取扱者名簿

(カ) 情報管理体制図

(キ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)

(ク) 情報管理に関する社内規則等

ウ 個人情報の情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

エ 個人情報を含め、受注者が本業務で知り得た情報について、JAFICが承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有すること。

オ 「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者(当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者)、情報取扱管理者(当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者)、業務従事者(その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者)について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を記載すること。なお、情報管理責任者は、情報の取扱いに関して、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を従事者に徹底すること。

- カ 「業務従事者名簿」には、このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。
- キ 受注者は、個人情報の取扱いに係る事項について変更がある場合は、あらかじめJAFICに申請を行い、承認を得なければならない。
- ク 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、JAFICの了承を得たうえで実施すること。
- ケ 個人情報を複製する際には、事前にJAFICの許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- コ 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合は、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずること。
- サ 受託者は、本事案が発生した場合は、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちにJAFICへ報告すること。
- シ 受託者は、個人情報の取扱いに係る業務を再委託することはできないものとする。
- ス 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 標準ガイドラインの遵守

業務の遂行に当たっては、デジタル庁のデジタル社会推進標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」

(https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines)を参考にすること。

(4) 作業実施体制

受注者は、本業務に係る要員の役割分担、責任分担、体制図等として策定し、JAFICに報告するとともに承認を得ること。また、受注者は、必要な要員の調達を遅滞なく実施し、要員を確定すること。

受注者は、品質報告、工程完了、データ移行等の会議体を通じてJAFICに報告を実施すること。

(5) プロジェクト管理の実施

プロジェクト管理の実施においては、進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、文書管理、情報セキュリティ管理、コミュニケーション管理、障害管理、構成管理並びに体制管理を実施すること。また、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体を通じてJAFICに進捗報告を実施すること。

また、当該会議の開催の都度、原則3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、JAFICの承認を得ること。情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、JAFICへその問題の内容について報告すること。

(6) 作業要員に求める資格等の要件

ア 受注者における遂行責任者は、情報処理の促進に関する法律(昭和45年5月22日法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験又は IT ストラテジスト試験、IT サービスマネージャ試験(ITIL 系資格の同等の者を含む。)の合格者、技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))又はプロジェクトマネジメント協会(PMI)の認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格を有すること。ただし、応用情報技術者試験合格者などの資格を有し同等の能力を有することが経歴等において明らかかな者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、JAFICの理解を得ること)。

(7) 作業場所等

ア 本調達に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品、消耗品、什器等については、受注者の責任において必要数量を用意すること。ただし、AWS環境など、JAFICが使用している備品についてはその限りではない。

イ JAFIC内サーバールームでの作業は、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。

ウ 作業場所及びデータの保管場所はクラウド環境を含めて日本国内とすること。

エ 作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策が講じられていること。

オ 資料を保管する鍵付きの棚を用意すること。

カ 本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

(8) 受託者及び応札予定者に貸与する資料

応札予定者は本業務を実施するにあたり、「令和4年度水産資源調査・評価推進委託事業に係る「fresco システムクラウド移行作業」および令和5年度及び令和 6 年度の運用・保守におけるの成果物を閲覧することができる。受託者は、本システムの上記成果物等を貸与し、本業務に関するものである限り利用することができる。

8 成果物の範囲、納品期日等

本調達における成果物は、以下「表8-1 設計・開発等業務における成果物、納品期日等」に示すとおりである。

成果物の納品期日については、本調達における作業の詳細スケジュールと併せ、納品予定年月日を提案すること。また、提案したスケジュールと成果物の納品期日については、受注後、各種計画書等に明記した上で、JAFICとの調整、協議等を行い、作業の詳細スケジュールと併せて、以下に示した成果物の納品期日を考慮した納品年月日を確定すること。

(1) 成果物及び納品期日

受注者は、成果物について、それぞれ納品期日までに納品すること。

表8-1 本調達にかかわる成果物、納品期日等

No.	成果物	納入期日	備考
1	プロジェクト管理	設計・開発実施計画書	契約締結日から2週間以内

2		設計・開発実施要項	契約締結日から2週間以内	
3		課題管理簿	随時 2026年3月6日	
4		調査報告書	随時	
5		打合せ資料	実施後5営業日以内	
6		議事録		
7	要件定義書	要件定義書	2025年12月10日 2026年3月6日	
8		fresco システム基本設計書(案)	2026年3月6日	概要、目次構成
9	その他	コーディング規約	2026年3月6日	想定しているシステム言語
10		運用・保守作業計画(案)	2026年3月6日	クラウド環境
11		業務完了報告書	2026年3月6日	

(2) 成果物の作成内容

ア 「設計・開発実施計画書」等の作成

本調達の受託者は、保守作業に伴う改修等に係る改修作業が発生する場合を考慮し、「設計・開発実施計画書」及び「設計・開発実施要領」の案を作成し、JAFICの確認を受けること。なお、「設計・開発実施計画書」及び「設計・開発実施要領」の記載内容はデジタル庁(https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines)の「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」で定義されているものとする。

イ「システム開発(プログラミング開発)」等の要件

(ア) 本調達の受託者は、開発予定のプログラミング言語に対し、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)を定め、JAFICの確認を受けること。

(イ)「システム開発」について

受託者は、システム開発のV字モデルに基づき、本成果物が、総合テストを実施するための確認項目に必要な項目でなければならない。

ウ 「工程管理」について

受託者は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した作業項目の階層表(WBS)を提出すること。

(3) 納入形態

ア 成果物は、すべて日本語で作成すること。

イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣文第1号内閣官房長官通知)を参考にすること。

ウ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。

エ 成果物は、Microsoft OfficeのWordまたはExcel形式で作成すること。なお、各種データ、ソースコード、実行プログラム等のプログラムについては、その限りではない。

オ WordまたはExcel形式で納品について、印刷時に既定の用紙のサイズにあわせること。用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用

すること。

カ 納品後、JAFICにおいて改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

キ JAFICが指定するクラウド領域に電磁的記録媒体にて格納して納品すること。

ク 成果物の作成に当たり、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。

ケ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

コ 納品する際に、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを添付すること。

(4) 知的財産権の帰属

本調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権(著作権法第21条(昭和45年法律第48号)から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、受注者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、JAFICが所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全てJAFICに帰属するものとする。

その他の事項については、別途契約書において定めるものとする。

9 検査

本調達は、JAFICが指定する検査担当職員の検査を受けるものとする。

10 契約不適合責任

契約不適合責任は別途契約書において定めるものとする

11 その他

本仕様書に関して不明疑義を生じた場合は、受託者とJAFICの双方で協議のうえ決定する。

12 附属文書

- | | |
|-----|--|
| 別紙1 | 業務の流れ(案)(来社による閲覧資料) |
| 別紙2 | ユーザ認証の流れ(来社による閲覧資料) |
| 別紙3 | 登録帳票一覧(案)(ファイルは来社による閲覧資料) |
| 別紙4 | 次期 Fresco システムの機能概要(案)(来社による閲覧資料) |
| 別紙5 | 【fresco 運用保守】クラウド基盤_基本設計書(来社による閲覧資料) |
| 別紙6 | 現行システムの情報・データ一覧 |
| 別紙7 | 【fresco 運用保守】fresco システム基本設計書(来社による閲覧資料) |
| 別紙8 | AWS Azure 設定確認リスト及び Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書 |
| 別紙9 | 閲覧要領 |

本調達仕様書、別紙、参考資料に記載された会社名、製品名等は、各社の商標又は登録商標の可能性はある。

また、本調達における作業において、参考資料を参照する場合は、更新版の有無を確認し、常に最新版を参照すること。

令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の

整備業務に係る

資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務

調達仕様書 別紙

令和7年3月

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

別紙一覧

別紙1	業務の流れ(案) (来社による閲覧資料)
別紙2	ユーザ認証の流れ(来社による閲覧資料)
別紙3	登録帳票一覧(案) (ファイルは来社による閲覧資料)
別紙4	次期 Fresco システムの機能概要(案) (来社による閲覧資料)
別紙5	【fresco 運用保守】クラウド基盤_基本設計書(来社による閲覧資料)
別紙6	現行システムの情報・データ一覧
別紙7	【fresco 運用保守】fresco システム基本設計書(来社による閲覧資料)
別紙8	AWSAzure 設定確認リスト及び Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書
別紙9	閲覧要領

別紙3) 登録帳票一覧

下記ファイルについては来社による閲覧資料とする。「別紙4) 機能概要」にある通り、これ以外の登録帳票についても取り扱うこととする。

- ASTD101-ALC-R02_0475_222252.Csv
- list.txt
- ST01.cnv
- 卵稚仔.xlsx
- 水揚げ量_横持ち1_年別・漁業種類別・漁協別_魚種別_20250110.xlsx
- 水揚げ量_横持ち2_年別・魚種別・漁協別_漁業種類別_20250110.xlsx
- 水揚げ量_横持ち3_年別・魚種別・漁業種類別_漁協別_20250110.xlsx
- 水揚げ量_縦持ち_20250110.xlsx
- 海況.xlsx

別紙 6 現行システムの情報・データ一覧

1. DB内のデータ容量

表領域	ファイル容量(MB)	使用容量(MB)	空き容量(MB)	使用率(%)
F1_DATA01	110,592	63,574	47,018	57.5
F1_DATA01_PART	164,864	11,984	152,880	7.3
F1_INDX01	24,576	3,553	21,023	14.5
F1_INDX01_PART	83,968	4,036	79,932	4.8
F1_INDX02	20,480	305	20,175	1.5
F2_CODE01	4,096	1	4,095	0
F2_DATA01	32,768	6,587	26,181	20.1
F2_INDX01	16,384	4,048	12,336	24.7
F3_DATA01	275,456	24	275,432	0
F3_INDX01	129,024	6	129,018	0
F4_DATA01	275,456	18	275,438	0
F4_INDX01	129,024	7	129,017	0
SYSAUX	6,144	1,847	4,297	30.1
SYSTEM	2,048	891	1,157	43.5
TOOLS	12,288	3,851	8,437	31.3
UNDOTBS1	49,152	16	49,136	0
USERS	1,024	1	1,023	0.1
合計	1,337,344	100,750		

2. 移行対象データ（ファイル等で保存してあるもの）

fresco1（クライアントから送信された.if1 ファイル）：2.9GB

fresco2（クライアントから送信された.fis ファイル）：3.3GB

fresco3（クライアントから送信された調査データ）：2.8TB

fresco4（クライアントから送信された画像ファイル）：1GB程度

参考1：fresco1 関係テーブル一覧とデータ件数

テーブル名	データ件数
F1FORM	1,231
F1FORMAREA	1,420
F1FORMCOLUMN	118,886
F1FORMCOLUMN_COUNTER	666
F1FORMCOLUMN_SELECT	15,943
F1FORMCOLUMN_SELECT2	2
F1FORMCOLUMN_SUBKEY	14,639
F1FORM_CHOSASEN_LINK1	1,725
F1FORM_CHOSASEN_LINK2	4,207
F1FORM_CHOSASEN_REF	41,663
F1FORM_OUTPUT	108,351
JAFIC検索用登録番号TEMP	0
MB用階級定義	1,001
MB用魚種コード定義	89
MB用測定機関コード定義	702

別紙2. 情報・データ一覧

参考1：fresco1 関係テーブル一覧とデータ件数（続き）

テーブル名	データ件数
MLOG\$_漁獲基本	184,441
MLOG\$_漁獲魚種明細	7,107,285
MLOG\$_漁獲操業明細	240,852,870
MLOG\$_標本船基本	16,542
MLOG\$_標本船魚種明細	661,480
MLOG\$_標本船操業明細	78,453,194
OL\$_	0
OL\$HINTS	0
OL\$NODES	0
OLD_FORM_DEFINE	58,548
PLAN_TABLE	0
TEMP_5831539_BASEDATA1	1
TEMP_5831539_DUPREGLST	371
TEMP_一部退避漁獲_MV	35,733,089
TEMP_漁獲チェック作業	5,439,337
TEMP_登録内容切替_標本船基本	10,326
TEMP_登録内容切替_標本船魚種	10,323
TEMP_登録内容切替_標本船操業	10,325
TEMP_登録内容切替対象	63,689
TEMP_登録内容切替対象_漁獲	5,683
TEMP_登録内容切替対象_標本船	10,326
TEMP_登録内容切替対象_卵稚仔	2,098
TEST卵稚仔基本	11,524
TEST卵稚仔情報	69,144
T_DB_DEFINE	54,239
T_FORM	1,497
T_HEADER_DEFINE	36,107
T_LIST_DEFINE	18,584
WORK1	2,637,159
ZTMP00_水揚げ量調査基本	2,034
ZTMP00_水揚げ量調査明細	17,578
ZTMP00_卵稚仔基本	360
ZTMP00_卵稚仔情報	2,878
ZTMP01_漁獲基本	0
ZTMP01_漁獲魚種明細	0
ZTMP01_漁獲操業明細	0
ZTMP01_水揚げ量調査基本	17,883
ZTMP01_水揚げ量調査明細	86,662
ZTMP01_生物基本	23,259
ZTMP01_精密測定明細	343,510
ZTMP01_体長組成明細	277,083
ZTMP01_標本船基本	4,052
ZTMP01_標本船魚種明細	116,497
ZTMP01_標本船操業明細	19,062
ZTMP01_卵稚仔基本	4,981
ZTMP01_卵稚仔情報	49,694
ZTMP02_漁獲基本	0
ZTMP02_漁獲魚種明細	0
ZTMP02_漁獲操業明細	0
ZTMP02_水揚げ量調査基本	17,857
ZTMP02_水揚げ量調査明細	84,257

別紙2. 情報・データ一覧

参考1: frescol 関係テーブル一覧とデータ件数 (続き)

テーブル名	データ件数
ZTMP02_生物基本	22,974
ZTMP02_精密測定明細	339,614
ZTMP02_体長組成明細	269,165
ZTMP02_標本船基本	983
ZTMP02_標本船魚種明細	51,135
ZTMP02_標本船操業明細	15,790
ZTMP02_卵稚仔基本	4,336
ZTMP02_卵稚仔情報	44,462
ZTMP03_漁獲基本	0
ZTMP03_漁獲魚種明細	0
ZTMP03_漁獲操業明細	0
ZTMP03_水揚げ量調査基本	551
ZTMP03_水揚げ量調査明細	551
ZTMP03_生物基本	17,953
ZTMP03_精密測定明細	472,417
ZTMP03_体長組成明細	174,039
ZTMP03_標本船基本	4,905
ZTMP03_標本船魚種明細	25,623
ZTMP03_標本船操業明細	6,935
ZTMP03_卵稚仔基本	5,079
ZTMP03_卵稚仔情報	76,543
ZTMP04_漁獲基本	1,628
ZTMP04_漁獲魚種明細	157,815
ZTMP04_漁獲操業明細	15,295
ZTMP04_水揚げ量調査基本	149,943
ZTMP04_水揚げ量調査明細	161,302
ZTMP04_生物基本	4,741
ZTMP04_精密測定明細	202,095
ZTMP04_体長組成明細	0
ZTMP04_標本船基本	0
ZTMP04_標本船魚種明細	0
ZTMP04_標本船操業明細	0
ZTMP04_卵稚仔基本	0
ZTMP04_卵稚仔情報	0
ZTMP05_漁獲基本	0
ZTMP05_漁獲魚種明細	0
ZTMP05_漁獲操業明細	0
ZTMP05_水揚げ量調査基本	0
ZTMP05_水揚げ量調査明細	0
ZTMP05_生物基本	8,964
ZTMP05_精密測定明細	50,363
ZTMP05_体長組成明細	269,001
ZTMP05_標本船基本	687
ZTMP05_標本船魚種明細	6,856
ZTMP05_標本船操業明細	4,068
ZTMP05_卵稚仔基本	14,724
ZTMP05_卵稚仔情報	92,114
ZTMP06_漁獲基本	2,596
ZTMP06_漁獲魚種明細	692,264
ZTMP06_漁獲操業明細	27,969

別紙2. 情報・データ一覧

参考1: frescol 関係テーブル一覧とデータ件数 (続き)

テーブル名	データ件数
ZTMP06_水揚げ量調査基本	146,073
ZTMP06_水揚げ量調査明細	146,073
ZTMP06_生物基本	3,864
ZTMP06_精密測定明細	19,723
ZTMP06_体長組成明細	0
ZTMP06_標本船基本	4,785
ZTMP06_標本船魚種明細	20,132
ZTMP06_標本船操業明細	6,364
ZTMP06_卵稚仔基本	0
ZTMP06_卵稚仔情報	0
ID付与排他管理	19
クライアント情報管理テーブル	134
サブユニット管理	14
データ検索設定	816
データ検索設定_操業単位	30
データ検索設定_体長単位	1
データ権限管理基本	6
データ権限管理明細	16
パッケージ版数情報	1
プログラム定義	20
ユーザ情報管理テーブル	344
ロール管理	259
海洋観測	0
機関コード	364
機関管理	70
漁獲_MV	16,024,232
漁獲_MV.1	0
漁獲基本	10,806,390
漁獲魚種明細	17,234,113
漁獲魚種明細.1	57,195,765
漁獲操業明細	13,604,557
魚種コード	613
更新権限管理	874
採卵数基本	0
採卵数明細	0
削_重複_漁獲基本	137,577
削_重複_漁獲魚種明細	43,863
削_重複_漁獲操業明細	91,607
削_重複_採卵数基本	0
削_重複_採卵数明細	0
削_重複_水揚げ量調査基本	82
削_重複_水揚げ量調査明細	489
削_重複_生産基本	0
削_重複_生産明細	0
削_重複_生物基本	9,975
削_重複_精密測定明細	18,951
削_重複_体長組成明細	159,112
削_重複_標本船基本	148,375
削_重複_標本船魚種明細	15,823
削_重複_標本船操業_0521114614	6,007
削_重複_標本船操業明細	6,007

別紙2. 情報・データ一覧

参考1：frescol 関係テーブル一覧とデータ件数（続き）

テーブル名	データ件数
削重複放流基本	2,598
削重複放流明細	87
削重複卵稚仔基本	60
削重複卵稚仔情報	242
削親無漁獲魚種明細	833,314
削親無漁獲操業明細	202,101
削親無採卵数明細	0
削親無水揚げ量調査明細	0
削親無生産明細	1,580
削親無精密測定明細	3,844
削親無体長組成明細	2,454
削親無標本船魚種明細	215
削親無標本船操業_0521115120	0
削親無標本船操業明細	0
削親無放流明細	0
削親無卵稚仔情報	1,354
所在情報機関定義	7,876
所在情報機関定義_0328103340	402
所在情報漁業種類定義	93
所在情報魚種定義	231
所在情報集計	162,787
水揚げ量調査基本	293,178
水揚げ量調査明細	553,490
生産基本	1,674
生産明細	1,674
生物基本	683,196
精密測定明細	13,126,783
操業単位_ブロック定義	11
操業単位_機関定義	253
操業単位_漁法漁業種類定義	48
操業単位_魚種定義	823
操業単位_検索定義	28
体長組成明細	7,168,174
体長単位_ブロック定義	110
体長単位_機関定義	2,050
体長単位_魚種定義	789
体長単位_検索定義	788
登録管理	356,241
登録管理履歴	389,351
登録状況管理	8,050
入力フォームバージョン管理	428
年月一覧	732
排他管理	2,177
被食魚明細	0
非DB設定項目	3,251,922
標本船_MV	20,687,216
標本船_MV_1	0
標本船基本	1,725,709
標本船魚種明細	7,596,800
標本船操業明細	2,056,281
捕食魚明細	0
捕食被食	0
放流基本	7,067
放流明細	7,067
卵稚仔基本	264,865
卵稚仔情報	3,172,019
合計	554,653,586

別紙2. 情報・データ一覧

参考2：fresco2 関係テーブル一覧とデータ件数

テーブル名	データ件数
D.C	0
D_登録状況集計20050603	49,082
D_登録状況集計20050701	49,470
MB用観測機関コード定義	2,844
OL\$	0
OL\$HINTS	0
OL\$NODES	0
ZTMP00_登録データ管理	21,768
ZTMP00_登録データ履歴	23,971
ZTMP01_登録データ管理	21,769
ZTMP01_登録データ履歴	23,972
ZTMP03_登録データ管理	21,776
ZTMP03_登録データ履歴	23,987
ZTMP04_登録データ管理	21,788
ZTMP04_登録データ履歴	24,003
ZTMP05_登録データ管理	21,835
ZTMP05_登録データ履歴	24,066
ZTMP06_登録データ管理	21,837
ZTMP06_登録データ履歴	24,072
FIS管理一覧 作_0427164830	8
FIS管理一覧 作_0427164849	0
FIS管理一覧 作_0427164915	0
FIS管理一覧 作業用	4
FIS管理観測種類定義	3
FIS管理観測名定義	36
FIS管理機関定義	294
FIS管理集計	58,221
FIS編集 FISID 作業用	0
FIS編集 係留観測 作業用	0
FIS編集 航走観測 作業用	0
FIS編集 水温塩分 作業用	0
FIS編集 測点観測 作業用	0
XBT深度換算コード	39
うねりの向きコード	16
うねりコード	10
エラーフラグコード	2
クライアント管理	123
データベース検索設定	54
データ項目コード	73
ネット種類コード	21
ネット目合いコード	11
パッケージ管理	1
パッケージ版数情報	1
プライオリティ管理コード	197
プランクトン種名コード	50
プログラム定義	8
ユーザ管理	420

別紙2. 情報・データ一覧

参考2：fresco2 関係テーブル一覧とデータ件数（続き）

テーブル名	データ件数
緯度区分コード	2
雲型コード	10
雲量コード	10
観測機関コード	355
観測名コード	5
係留観測 データ	450,632
係留観測 基本	895
係留観測 項目	2,791
経度区分コード	2
更新権限管理	285
航走観測 データ	889,631
航走観測 基本	335
航走観測 項目	5,002
所定層 データ	929,415
所定層有無	995,870
水温塩分の深度	25
水色コード	21
水深の信頼度コード	2
船速測定モードコード	2
測器コード	55
測定項目コード	82
測点観測 データ	144,037,594
測点観測 基本	995,870
測点観測 項目	3,084,020
調査航海ID	0
調査船コード	295
天気コード	9
登録データ管理	21,975
登録データ履歴	24,220
登録管理	38,929
登録管理_0427165804	26,775
登録管理履歴	45,634
登録管理履歴_BAK	29,620
登録機関管理	99
登録状況集計	31,395
登録状況集計作業用	63,331
年月一覧	840
表示色コード	6
風向コード	16
風力コード	13
風浪の向きコード	16
風浪コード	10
流速測定モードコード	2
合計	152,111,928

別紙2. 情報・データ一覧

参考3：fresco3 関係テーブル一覧とデータ件数

テーブル名	データ件数
サブユニット管理	15
データ権限管理基本	71
データ権限管理明細	148
プログラム定義	2
リスト1管理	98
リスト2管理	345
ロール管理	259
機関管理	70
登録管理	21,757
登録管理履歴	22,013
合計	44,778

参考4：fresco4 関係テーブル一覧とデータ件数

テーブル名	データ件数
サブユニット管理	12
データ権限管理基本	12
データ権限管理明細	60
プログラム定義	3
リスト1管理	4
リスト2管理	4
ロール管理	7
機関管理	0
漁具漁法管理	1
漁港管理	4
魚種管理	93
測定機関管理	6
登録管理	12
登録管理履歴	22
合計	240

別紙8) AWS/Azure設定確認リスト及びWebシステム/Webアプリケーションセキュリティ要件書

AWS/Azure設定確認リスト

凡例：○：責任者、△：サポート

【PaaS/IaaS】基本的な設定すべきセキュリティ対策 (AWS/Azure)	担当		役割分担に関する補足
	MAFFクラウド管理者(PMO)	PJMO	
IDおよびアクセス管理			
組織が許可したアカウントの管理		○	
管理者アカウントに対する多要素認証の利用	△	○	多要素認証を設定していない限りあらゆるAWS/Azureリソースの操作が出来ないように設定
管理者アカウントに紐づく最新の連絡先の登録と定期的な見直し	△	○	年度末に実施
必要最低限の管理者権限の割当て	△	○	AWS：Configを利用して実施 Azure：Azure Policyを利用して実施
グループを利用した権限の設定		○	
管理者アカウントに関する復旧手段の確保		○	
すべてのアカウントへのパスワードポリシーの適用	△	○	AWS：Configを利用して実施 Azure：Azure Policyを利用して実施
アクセスキー、サービスアカウントキー等の適切な管理		○	
管理者アカウントと日常的に使用するアカウントの分離		○	ユーザーの払い出しはPJMO管理
アカウント・権限・認証情報の定期的な見直し		○	年度末に実施
AWSにおいて考慮すべき設定			
AWS サポートセンターへのアクセス設定		○	
IAMに保存されているサーバ証明書の管理		○	
IAM Access analyzerの有効化		○	
Azureにおいて考慮すべき設定			
Microsoft Azure サポートセンターへのアクセス設定		○	
Azure App Serviceに保存されているサーバ証明書の管理		○	
ログの記録と監視			
ログの有効化及び取得	△	○	MAFFクラウド管理者側で有効化の為の手順を作成し、PJMOに配布
ログの一元管理	△	○	
ログの保護	△	○	管理者アカウントで保管
ログの監視/通知の設定	△	○	AWS：アクセスログなどは管理者アカウント側でGuardDutyを用いて対応。 Azure：アクセスログなどは管理アカウント側でMicrosoft Defender for Cloudを用いて対応。 そのほかのログについてはPJMOに一任。
ネットワーク			
ロードバランサの接続設定		○	
仮想マシン			
最新のOSパッチの適用確認		○	
不正プログラム対策ソフトウェアの導入		○	
攻撃対象となるネットワークポートへのアクセス制限		○	
ストレージ			
匿名/公開アクセスの禁止	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
ストレージアクセスの通信設定	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
AWSにおいて考慮すべき設定			
Amazon RDSの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
MFA Deleteの有効化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Amazon EBSの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Azureにおいて考慮すべき設定			
Azure Databaseの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
MFA Deleteの有効化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Azure Disk Storageの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視

項目		見出し	要件		備考	必須可否
1	認証・認可	ユーザー認証	1.1.1	特定のユーザーや管理者のみに表示・実行を許可すべき画面や機能、APIでは、ユーザー認証を実施すること	特定のユーザーや管理者のみにアクセスを許可したいWebシステムでは、ユーザー認証を行う必要があります。また、ユーザー認証が成功した後はアクセス権限を確認する必要があります。そのため、認証済みユーザーのみがアクセス可能な箇所を明示しておくことが望ましいでしょう。リスクベース認証や二要素認証など認証をより強固にする仕組みもあります。不特定多数がアクセスする必要がない場合には、IPアドレスなどによるアクセス制限も効果があります。OpenIDなどIdP(ID Provider)を利用する場合には信頼できるプロバイダであるかを確認する必要があります。IdPを使った認証・認可を行う場合も他の認証・認可に関する要件を満たすものを利用することが望ましいです。	必須
			1.1.2	上記画面や機能に含まれる画像やファイルなどの個別のコンテンツ（非公開にすべきデータは直接URLで指定できる公開ディレクトリに配置しない）では、ユーザー認証を実施すること		必須
			1.1.3	多要素認証を実施すること	多要素認証（Multi Factor Authentication: MFA）とは、例えばパスワードによる認証に加え、TOTP（Time-Based One-Time Password：時間ベースのワンタイムパスワード）やデジタル証明書など二つ以上の要素を利用した認証方式です。手法については NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	推奨
	1.2	ユーザーの再認証	1.2.1	個人情報や機微情報を表示するページに遷移する際には、再認証を実施すること	ユーザー認証はセッションにおいて最初の一度だけ実施するのではなく、重要な情報や機能へアクセスする際には再認証を行うことが望ましいでしょう。	推奨
			1.2.2	パスワード変更や決済処理などの重要な機能を実行する際には、再認証を実施すること		推奨
	1.3	パスワード	1.3.1	ユーザー自身が設定するパスワード文字列は最低 8文字以上であること	認証を必要とするWebシステムの多くは、パスワードを本人確認の手段として認証処理を行います。そのためパスワードを盗聴や盗難などから守ることが重要になります。	必須
			1.3.2	登録可能なパスワード文字列の最大文字数は64文字以上であること	パスワードを処理する関数の中には最大文字数が少ないものもあるので注意する必要があります。	必須
			1.3.3	パスワード文字列として使用可能な文字種は制限しないこと	任意の大小英字、数字、記号、空白、Unicode文字など任意の文字が利用可能である必要があります。	必須
			1.3.4	パスワード文字列の入力フォームはinput type="password"で指定すること	基本的にinputタグのtype属性には「password」を指定しますが、パスワードを一時的に表示する可視化機能を実装する場合にはこの限りではありません。	必須
			1.3.5	ユーザーが入力したパスワード文字列を次画面以降で表示しないこと（hiddenフィールドなどのHTMLソース内やメールも含む）		必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		1.3.6 パスワードを保存する際には、平文で保存せず、Webアプリケーションフレームワークなどが提供するハッシュ化とsaltを使用して保存する関数を使用すること	関数が存在しない場合にはパスワードは「パスワード文字列+salt（ユーザー毎に異なるランダムな文字列）」をハッシュ化したものとsaltのみを保存する必要があります。（saltは20文字以上であることが望ましい）パスワード文字列のハッシュ化をさらに安全にする手法としてストレッチングがあります。	必須
		1.3.7 ユーザー自身がパスワードを変更できる機能を用意すること		必須
		1.3.8 パスワードはユーザー自身に設定させること システムが仮パスワードを発行する場合はランダムな文字列を設定し、安全な経路でユーザーに通知すること		推奨
		1.3.9 パスワードの入力欄でペースト機能を禁止しないこと	長いパスワードをユーザーが利用出来るようにするためにペースト機能を禁止しないようにする必要があります。	推奨
		1.3.10 パスワード強度チェッカーを実装すること	使用する文字種や文字数を確認し、ユーザー自身にパスワードの強度を示せるようにします。またユーザーIDと同じ文字列や漏洩したパスワードなどのリストとの突合を行う必要があります。手法については NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	推奨
1.4	アカウントロック機能について	1.4.1 認証時に無効なパスワードで10回試行があった場合、最低30分間はユーザーがロックアウトされた状態にすること	パスワードに対する総当たり攻撃や辞書攻撃などから守るためには、試行速度を遅らせるアカウントロック機能の実装が有効な手段になります。アカウントロックの試行回数、ロックアウト時間については、サービスの内容に応じて調整することが必要になります。	必須
		1.4.2 ロックアウトは自動解除を基本とし、手動での解除は管理者のみ実施可能とすること		推奨
1.5	パスワードリセット機能について	1.5.1 パスワードリセットを実行する際にはユーザー本人しか受け取れない連絡先（あらかじめ登録しているメールアドレス、電話番号など）にワンタイムトークンを含むURLなどの再設定方法を通知すること	連絡先については、事前に受け取り確認をしておくことでより安全性を高めることができます。 使用されたワンタイムトークンは破棄し、有効期限を12時間以内とし必要最低限に設定してください。	必須
		1.5.2 パスワードはユーザー自身に再設定させること		必須
1.6	アクセス制御について	1.6.1 Web ページや機能、データをアクセス制御（認可制御）する際には認証情報・状態を元に権限があるかどうかを判別すること	認証により何らかの制限を行う場合には、利用しようとしている情報や機能へのアクセス（読み込み・書き込み・実行など）権限を確認することでアクセス制御を行うことが必要になります。 画像やファイルなどのコンテンツ、APIなどの機能に対しても、全て個別にアクセス権限を設定、確認する必要があります。 これらはアクセス権限の一覧表に基づいて行います。 CDNなどを利用してコンテンツを配置するなどアクセス制御を行うことが困難な場合、予測が困難なURLを利用することでアクセスされにくくする方法もあります。	必須

項目	見出し		要件	備考	必須可否
			1.6.2 公開ディレクトリには公開を前提としたファイルのみ配置すること	公開ディレクトリに配置したファイルは、URLを直接指定することでアクセスされる可能性があります。そのため、機微情報や設定ファイルなどの公開する必要がないファイルは、公開ディレクトリ以外に配置する必要があります。	必須
	1.7	アカウントの無効化機能について	1.7.1 管理者がアカウントの有効・無効を設定できること	不正にアカウントを利用されていた場合に、アカウントを無効化することで被害を軽減することができます。	推奨
2	セッション管理	2.1 セッションの破棄について	2.1.1 認証済みのセッションが一定時間以上アイドル状態にあるときはセッションタイムアウトとし、サーバー側のセッションを破棄しログアウトすること	認証を必要とするWebシステムの多くは、認証状態の管理にセッションIDを使ったセッション管理を行います。認証済みの状態にあるセッションを不正に利用されないためには、使われなくなったセッションを破棄する必要があります。セッションタイムアウトの時間については、サービスの内容やユーザー利便性に応じて設定する必要があります。また、NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	必須
			2.1.2 ログアウト機能を用意し、ログアウト実行時にはサーバー側のセッションを破棄すること	ログアウト機能の実行後にその成否をユーザーが確認できることが望ましい。	必須
	2.2	セッションIDについて	2.2.1 Webアプリケーションフレームワークなどが提供するセッション管理機能を使用すること	セッションIDを用いて認証状態を管理する場合、セッションIDの盗聴や推測、攻撃者が指定したセッションIDを使用させられる攻撃などから守る必要があります。また、セッションIDは原則としてcookieにのみ格納すべきです。	必須
			2.2.2 セッションIDは認証成功後に発行すること 認証前にセッションIDを発行する場合は、認証成功直後に新たなセッションIDを発行すること		必須
			2.2.3 ログイン前に機微情報をセッションに格納する時点でセッションIDを発行または再生成すること		必須
			2.2.4 認証済みユーザーの特定はセッションに格納した情報を元に行うこと		必須
	2.3	CSRF（クロスサイトリクエストフォージェリー）対策の実施について	2.3.1 ユーザーにとって重要な処理を行う箇所では、ユーザー本人の意図したリクエストであることを確認できるようにすること	正規ユーザー以外の意図により操作されては困る処理を行う箇所では、フォーム生成の際に他者が推測困難なランダムな値（トークン）をhiddenフィールドやcookie以外のヘッダーフィールド（X-CSRF-TOKENなど）に埋め込み、リクエストをPOSTメソッドで送信します。フォームデータを処理する際にトークンが正しいことを確認することで、正規ユーザーの意図したリクエストであることを確認することができます。また、別の方法としてパスワード再入力による再認証を求める方法もあります。cookieのSameSite属性を適切に使うことによって、CSRFのリスクを低減する効果があります。SameSite属性は一部の状況においては効果がないこともあるため、トークンによる確認が推奨されます。	必須
3	入力処理	3.1 パラメーターについて	3.1.1 URLにユーザーIDやパスワードなどの機微情報を格納しないこと	URLは、リファラー情報などにより外部に漏えいする可能性があります。そのためURLには秘密にすべき情報は格納しない必要があります。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否			
		3.1.2	パラメーター（クエリストリング、エンティティボディ、cookieなどクライアントから受け渡される値）にパス名を含めないこと	ファイル操作を行う機能などにおいて、URL パラメーターやフォームで指定した値でパス名を指定できるようにした場合、想定していないファイルにアクセスされてしまうなどの不正な操作を実行されてしまう可能性があります。	必須		
		3.1.3	パラメーター要件に基づいて、入力値の文字種や文字列長の検証を行うこと	各パラメーターは、機能要件に基づいて文字種・文字列長・形式を定義する必要があります。入力値に想定している文字種や文字列長以外の値の入力を許してしまう場合、不正な操作を実行されてしまう可能性があります。サーバー側でパラメーターを受け取る場合、クライアント側での入力値検証の有無に関わらず、入力値の検証はサーバー側で実施する必要があります。	必須		
	3.2	ファイルアップロードについて	3.2.1	入力値としてファイルを受け付ける場合には、拡張子やファイルフォーマットなどの検証を行うこと	ファイルのアップロード機能を利用した不正な実行を防ぐ必要があります。画像ファイルを扱う場合には、ヘッダー領域を不正に加工したファイルにも注意が必要です。	必須	
			3.2.2	アップロード可能なファイルサイズを制限すること	圧縮ファイルを展開する場合には、解凍後のファイルサイズや、ファイルパスやシンボリックリンクを含む場合のファイルの上書きにも注意が必要です。	必須	
	3.3	XMLを使用する際の処理について	3.3.1	XMLを読み込む際は、外部参照を無効にすること	手法についてはXML External Entity Prevention Cheat Sheetなどを参照してください。 https://cheatsheetseries.owasp.org/cheatsheets/XML_External_Entity_Prevention_Cheat_Sheet.html	必須	
	3.4	デシリアライズについて	3.4.1	信頼できないデータ供給元からのシリアライズされたオブジェクトを受け入れないこと	デシリアライズする場合は、シリアライズしたオブジェクトにデジタル署名などを付与し、信頼できる供給元が発行したデータであるかを検証してください。	必須	
	3.5	外部リソースへのリクエスト送信について	3.5.1	他システムに接続や通信を行う場合は、外部からの入力によって接続先を動的に決定しないこと	外部から不正なURLやIPアドレスなどが挿入されると、SSRF(Server-Side Request Forgery)の脆弱性になる可能性があります。外部からの入力によって接続先を指定せざるを得ない場合は、ホワイトリストを基に入力値の検証を実施するとともに、アプリケーションレイヤーだけではなくネットワークレイヤーでのアクセス制御も併用する必要があります。	推奨	
4	出力処理	4.1	HTMLを生成する際の処理について	4.1.1	HTMLとして特殊な意味を持つ文字（<>'&）を文字参照によりエスケープすること	外部からの入力により不正なHTMLタグなどが挿入されてしまう可能性があります。「<」→「<」や「&」→「&」、「"」→「"」のようにエスケープを行う必要があります。スクリプトによりクライアント側でHTMLを生成する場合も、同等の処理が必要です。実装の際にはこれらを自動的に実行するフレームワークやライブラリを使用することが望ましいでしょう。また、その他にもスクリプトの埋め込みの原因となるものを作らないようにする必要があります。XMLを生成する場合も同様にエスケープが必要です。	必須
			4.1.2	外部から入力したURLを出力するときは「http://」または「https://」で始まるもののみを許可すること		必須	

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		4.1.3 <script>...</script>要素の内容やイベントハンドラ（onmouseover="" など）を動的に生成しないようにすること	<script>...</script>要素の内容やイベントハンドラは原則として動的に生成しないようにすべきですが、jQueryなどのAjaxライブラリを使用する際はその限りではありません。ライブラリについては、アップデート状況などを調べて信頼できるものを選択するようにしましょう。	必須
		4.1.4 任意のスタイルシートを外部サイトから取り込めないようにすること		必須
		4.1.5 HTMLタグの属性値を「"」で囲うこと	HTMLタグ中のname="value"で記される値(value)にユーザーの入力値を使う場合、「"」で囲わない場合、不正な属性値を追加されてしまう可能性があります。	必須
		4.1.6 CSSを動的に生成しないこと	外部からの入力により不正なCSSが挿入されると、ブラウザに表示される画面が変更されたり、スクリプトが埋め込まれる可能性があります。	必須
4.2	JSONを生成する際の処理について	4.2.1 文字列連結でJSON文字列を生成せず、適切なライブラリを用いてオブジェクトをJSONに変換すること	適切なライブラリがない場合は、JSONとして特殊な意味を持つ文字（"¥, : { } []）をUnicodeエスケープする必要があります。	必須
4.3	HTTPレスポンスヘッダーについて	4.3.1 HTTPレスポンスヘッダーのContent-Typeを適切に指定すること	一部のブラウザではコンテンツの文字コードやメディアタイプを誤認識させることで不正な操作が行える可能性があります。これを防ぐためには、HTTPレスポンスヘッダーを「Content-Type: text/html; charset=utf-8」のように、コンテンツの内容に応じたメディアタイプと文字コードを指定する必要があります。	必須
		4.3.2 HTTPレスポンスヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	HTTPヘッダーフィールドの生成時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、改行コードを入力することで不正なHTTPヘッダーやコンテンツを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、HTTPヘッダーフィールドを生成する専用のライブラリなどを使うようにすることが望ましいでしょう。	必須
4.4	その他の出力処理について	4.4.1 SQL文を組み立てる際に静的プレースホルダを使用すること	SQL文の組み立て時に不正なSQL文を挿入されることで、SQLインジェクションを実行されてしまう可能性があります。これを防ぐためにはSQL文を動的に生成せず、プレースホルダを使用してSQL文を組み立てる必要があります。 静的プレースホルダとは、JIS/ISOの規格で「準備された文(Prepared Statement)」と規定されているものです。	必須
		4.4.2 プログラム上でOSコマンドやアプリケーションなどのコマンド、シェル、eval()などによるコマンドの実行を呼び出して使用しないこと	コマンド実行時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、外部から任意のコマンドを実行されてしまう可能性があります。コマンドを呼び出して使用しないことが望ましいでしょう。	必須
		4.4.3 リダイレクタを使用する場合には特定のURLのみに遷移できるようにすること	リダイレクタのパラメーターに任意のURLを指定できる場合（オープンリダイレクタ）、攻撃者が指定した悪意のあるURLなどに遷移させられる可能性があります。	必須
		4.4.4 メールヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	メールの送信処理にユーザーが指定した値を挿入できる場合、不正なコマンドなどを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、不正な改行コードを使用できないメール送信専用のライブラリなどを使うようにすることが望ましいでしょう。	必須

項目	見出し		要件	備考	必須可否
			4.4.5 サーバ側のテンプレートエンジンを使用する際に、テンプレートの変更や作成に外部から受け渡される値を使用しないこと	サーバ側のテンプレートエンジンを使用してテンプレートを組み立てる際に不正なテンプレートの構文を挿入されることで、任意のコードを実行される可能性があります。 外部から渡される値をテンプレートの組み立てに使用せず、レンダリングを行う際のデータとして使用する必要があります。 また、レンダリング時にはクロスサイトスクリプティングの脆弱性が存在しないか確認してください。	必須
5	HTTPS	5.1 HTTPSについて	5.1.1 Webサイトを全てHTTPSで保護すること	適切にHTTPSを使うことで通信の盗聴・改ざん・なりすましから情報を守ることができます。次のような重要な情報を扱う画面や機能ではHTTPSで通信を行う必要があります。 ・入力フォームのある画面 ・入力フォームデータの送信先 ・重要情報が記載されている画面 ・セッションIDを送受信する画面 HTTPSの画面内で読み込む画像やスクリプトなどのコンテンツについてもHTTPSで保護する必要があります。	必須
			5.1.2 サーバ証明書はアクセス時に警告が出ないものを使用すること	HTTPSで提供されているWebサイトにアクセスした場合、Webブラウザから何らかの警告がでるとことは、適切にHTTPSが運用されておらず盗聴・改ざん・なりすましから守られていません。適切なサーバ証明書を使用する必要があります。	必須
			5.1.3 TLS1.2以上のみを使用すること	SSL2.0/3.0、TLS1.0/1.1には脆弱性があるため、無効化する必要があります。使用する暗号スイートは、7.2.1を参照してください。	必須
			5.1.4 レスポンスヘッダーにStrict-Transport-Securityを指定すること	Hypertext Strict Transport Security(HSTS)を指定すると、ブラウザがHTTPSでアクセスするよう強制できます。	必須
6	cookie	6.1 cookieの属性について	6.1.1 Secure属性を付けること	Secure属性を付けることで、http://でのアクセスの際にはcookieを送出しないようにできます。特に認証状態に紐付けられたセッションIDを格納する場合には、Secure属性を付けることが必要です。	必須
			6.1.2 HttpOnly属性を付けること	HttpOnly属性を付けることで、クライアント側のスクリプトからcookieへのアクセスを制限することができます。	必須
			6.1.3 Domain属性を指定しないこと	セッションフィクセーションなどの攻撃に悪用されることがあるため、Domain属性は特に必要がない限り指定しないことが望ましいでしょう。	推奨
7	その他	7.1 エラーメッセージについて	7.1.1 エラーメッセージに詳細な内容を表示しないこと	ミドルウェアやデータベースのシステムが出力するエラーには、攻撃のヒントになる情報が含まれているため、エラーメッセージの詳細な内容はエラーログなどに出力するべきです。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
7.2	暗号アルゴリズムについて	7.2.1 ハッシュ関数、暗号アルゴリズムは『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）』に記載のものを使用すること	広く使われているハッシュ関数、疑似乱数生成系、暗号アルゴリズムの中には安全でないものもあります。安全なものを使用するためには、『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）』や『TLS暗号設定ガイドライン』に記載されたものを使用する必要があります。	必須
7.3	乱数について	7.3.1 鍵や秘密情報などに使用する乱数的性質を持つ値を必要とする場合には、暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用すること	鍵や秘密情報に予測可能な乱数を用いると、過去に生成した乱数値から生成する乱数値が予測される可能性があるため、ハッシュ関数などを用いて生成された暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用する必要があります。	必須
7.4	基盤ソフトウェアについて	7.4.1 基盤ソフトウェアはアプリケーションの稼働年限以上のものを選定すること	脆弱性が発見された場合、修正プログラムを適用しないと悪用される可能性があります。そのため、言語やミドルウェア、ソフトウェアの部品などの基盤ソフトウェアは稼働期間またはサポート期間がアプリケーションの稼働期間以上のものを利用する必要があります。もしアプリケーションの稼働期間中に基盤ソフトウェアの保守期間が終了した場合、危険な脆弱性が残されたままになる可能性があります。	必須
		7.4.2 既知の脆弱性のないOSやミドルウェア、ライブラリやフレームワーク、パッケージなどのコンポーネントを使用すること	利用コンポーネントにOSSが含まれる場合は、SCA（ソフトウェアコンポジション解析）ツールを導入し、依存関係を包括的かつ正確に把握して対策が行えることが望ましいでしょう。	必須
7.5	ログの記録について	7.5.1 重要な処理が行われたらログを記録すること	ログは、情報漏えいや不正アクセスなどが発生した際の検知や調査に役立つ可能性があります。認証やアカウント情報の変更などの重要な処理が実行された場合には、その処理の内容やクライアントのIPアドレスなどをログとして記録することが望ましいでしょう。ログに機微情報が含まれる場合にはログ自体の取り扱いにも注意が必要になります。	必須
7.6	ユーザーへの通知について	7.6.1 重要な処理が行われたらユーザーに通知すること	重要な処理（パスワードの変更など、ユーザーにとって重要で取り消しが困難な処理）が行われたことをユーザーに通知することによって異常を早期に発見できる可能性があります。	推奨
7.7	Access-Control-Allow-Originヘッダーについて	7.7.1 Access-Control-Allow-Originヘッダーを指定する場合は、動的に生成せず固定値を使用すること	クロスオリジンでXMLHttpRequest (XHR)を使う場合のみこのヘッダーが必要です。不要な場合は指定する必要はありませんし、指定する場合も特定のオリジンのみを指定する事が望ましいです。	必須
7.8	クリックジャッキング対策について	7.8.1 レスポンスヘッダーにX-Frame-OptionsとContent-Security-Policyヘッダーのframe-ancestors ディレクティブを指定すること	クリックジャッキング攻撃に悪用されることがあるため、X-Frame-OptionsヘッダーフィールドにDENYまたはSAMEORIGINを指定する必要があります。 Content-Security-Policyヘッダーフィールドに frame-ancestors 'none' または 'self' を指定する必要があります。 X-Frame-Options ヘッダーは主要ブラウザでサポートされていますが標準化されていません。CSP レベル 2 仕様で frame-ancestors ディレクティブが策定され、X-Frame-Options は非推奨とされました。	必須

項目	見出し		要件		備考	必須可否	
	7.9	キャッシュ制御について	7.9.1	個人情報や機微情報を表示するページがキャッシュされないよう Cache-Control: no-store を指定すること	個人情報や機密情報が含まれたページはCDNやロードバランサー、ブラウザなどのキャッシュに残ってしまうことで、権限のないユーザーが閲覧してしまう可能性があるためキャッシュ制御を適切に行う必要があります。	必須	
	7.10	ブラウザのセキュリティ設定について	7.10.1	ユーザーに対して、ブラウザのセキュリティ設定の変更をさせるような指示をしないこと	ユーザーのWebブラウザのセキュリティ設定などを変更した場合や、認証局の証明書をインストールさせる操作は、他のサイトにも影響します。	必須	
	7.11	ブラウザのセキュリティ警告について	7.11.1	ユーザーに対して、ブラウザの出すセキュリティ警告を無視させるような指示をしないこと	ブラウザの出す警告を通常利用においても無視させるよう指示をしていると、悪意のあるサイトで同様の指示をされた場合もそのような操作をしてしまう可能性が高まります。	必須	
	7.12	WebSocketについて	7.12.1	Originヘッダーの値が正しいリクエスト送信元であることが確認できた場合のみ処理を実施すること	WebSocketにはSOP (Same Origin Policy) という仕組みが存在しないため、Cross-Site WebSocket Hijacking(CSWSH)対策のためにOriginヘッダーを確認する必要があります。	必須	
	7.13	HTMLについて	7.13.1	html開始タグの前に<!DOCTYPE html>を宣言すること	DOCTYPEで文書タイプをHTMLと明示的に宣言することでCSSなど別フォーマットとして解釈されることを防ぎます。	必須	
7.13.2			CSSファイルやJavaScriptファイルをlinkタグで指定する場合は、絶対パスを使用すること	linkタグを使用してCSSファイルやJavaScriptファイルを相対パス指定した場合にRPO (Relative Path Overwrite) が起きる可能性があります。	必須		
8	提出物	8.1	提出物について	8.1.1	サイトマップを用意すること	認証や再認証、CSRF対策が必要な箇所、アクセス制御が必要なデータを明確にするためには、Webサイト全体の構成を把握し、扱うデータを把握する必要があります。そのためには上記の資料を用意することが望ましいでしょう。	必須
				8.1.2	画面遷移図を用意すること		必須
				8.1.3	アクセス権限一覧表を用意すること	誰にどの機能の利用を許可するかとめた一覧表を作成することが望ましいでしょう。	必須
				8.1.4	コンポーネント一覧を用意すること	依存しているライブラリやフレームワーク、パッケージなどのコンポーネントに脆弱性が存在する場合がありますので、依存しているコンポーネントを把握しておく必要があります。	推奨
				8.1.5	上記のセキュリティ要件についてテストした結果報告書を用意すること	自社で脆弱性診断を実施する場合には「脆弱性診断スキルマッププロジェクト」が公開している「Webアプリケーション脆弱性診断ガイドライン」などを参照してください。	推奨

令和6年度スマート水産業情報システム強化緊急事業の
整備業務に係る
資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務

別紙9 閲覧要領

令和7年2月

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

目 次

1	閲覧資料	1
2	閲覧対象となる資料の概要	1
(1)	成果物	1
(2)	規定並びに調査等	1
(3)	その他資料	1
3	閲覧方法	1
(1)	電子媒体貸出による閲覧	1
(2)	来社による閲覧	1
4	閲覧対象者	1
5	使用の制限	2
6	手続き	2
(1)	閲覧手続	2
(2)	返却手続	2
7	閲覧場所	2
8	閲覧期間	2
(1)	入札予定者	2
(2)	受託者	2
9	連絡先	3

1 閲覧資料

本調達に係る閲覧資料は以下のとおり。詳細については別途開示する閲覧資料一覧を参照すること。なお、閲覧は、本調達への入札参加を前提として付録の「機密保持誓約書」を提出した者に限る。

2 閲覧対象となる資料の概要

(1) 成果物

現行システムに関連する設計・開発工程及び運用・保守工程の成果物一式。なお、システム構成（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成等）の詳細については公告時点での最新が閲覧可能である。

(2) 規定並びに調査等

本調達に関する一般社団法人漁業情報サービスセンター内の文書並びに調査資料

(3) その他資料

現行システムに関連する設計・開発工程及び運用・保守工程の令和6年度以前の成果物資料

3 閲覧方法

(1) 電子媒体貸出による閲覧

一般社団法人漁業情報サービスセンター（JAFIC）が「媒体貸出」と指定した資料については、電子媒体貸出による閲覧とする。なお、「媒体貸出」と指定する資料は、入札予定者と受託者とで異なる。

(2) 来社による閲覧

JAFICが、「来社閲覧」と指定した資料については、来社による閲覧とする。

なお、閲覧を希望する者は、「8. 閲覧期間」に定める期間に、JAFICと事前調整の上、「7. 閲覧場所」に定める場所において閲覧すること。

ア 閲覧時間

閲覧時間は、土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前10時00分から午後4時00分まで。ただし、午前12時から午後1時30分までを除く。

(ア) 午前10時から午前12時

(イ) 午後1時30分から午後4時

(ア) (イ)のいずれかの時間帯を希望すること。複数選択も可とする。

イ 閲覧方法

JAFICにおいて準備した資料閲覧用パソコンに格納された資料（電子ファイル）を閲覧する方法にて行う。資料閲覧用パソコンの台数に限りがあるため、閲覧人数は1社当たり、最大3名程度とする。なお、「来社閲覧」と指定する資料は、入札予定者と受託者とで異なる。

4 閲覧対象者

閲覧対象者は、別途公示する入札条件をすべて満たす者（以下「閲覧対象法人等」という。）とする。なお、以下の1点については、証明できる書類の写しを閲覧時に提出すること。

プライバシーマーク付与認定

ISO/IEC 27001 認証（国際標準規格）

JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）

のうちいずれかを取得していること。

5 使用の制限

閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を本調達に関する検討または成果物作成の目的以外に使用することは許可しない。また、「来社閲覧」と指定した資料については、閲覧期間中に、謄写等を行うことは許可しない。

6 手続き

(1) 閲覧手続

ア 閲覧を希望する営業日の2営業日前の午前10時までに、閲覧希望日時、閲覧対象法人等の名による付録の「機密保持誓約書」及び「資料を閲覧する者の名簿」の写しを「9. 連絡先」の担当者宛に電子メールにて送付すること

イ 閲覧希望日時に、上記①の「機密保持誓約書」の原本及び「資料を閲覧する者の名簿」の原本、並びに「4. 閲覧対象者」が証明できる書類の写しを閲覧場所に持参し提出すること

ウ 閲覧資料一式（電子媒体）の受け取りの際及びJAFIGでの閲覧の際に身分確認を行うため、社員証など、閲覧対象法人等の社員等であることが確認できるものを提示すること

(2) 返却手続

本調達に関する意見の検討終了並びに後、直ちに、閲覧対象法人等の名による付録の「資料返却における誓約書」及び閲覧資料一式（電子媒体）を閲覧場所に持参し返却すること。また、受託者は、「8. 閲覧期間」に定める期間までに、閲覧対象法人等の名による付録の「資料返却における誓約書」及び閲覧資料一式（電子媒体）を閲覧場所に持参し返却すること。

7 閲覧場所

〒104-0055

東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル6F

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

8 閲覧期間

(1) 入札予定者

本調達公示日から意見の提出期間まで。

(2) 受託者

契約日から令和8年3月20日まで

9 連絡先

〒104-0055

東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル6F

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

生産管理部

電話番号：03（5543）6883

担当者：鳴海 吉洋（Email：ynarumi@jafic.or.jp）

水産情報部 資源・漁業グループ

電話番号：03（5543）6889

担当者：渡邊 一功（Email：watanabe@jafic.or.jp）

令和 年 月 日

一般社団法人漁業情報サービスセンター
会長 黒萩 真悟 殿

住 所

法人名

代表者名 ⑩

機密保持誓約書

当社は、令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の整備業務に係る資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務（以下、「本調達」という。）に関する入札または本業務のため、一般社団法人漁業情報サービスセンター（以下「JAFIC」という。）から貸出を許可される閲覧資料及びJAFICによる閲覧を許可される閲覧資料について、以下に記す条項を遵守します。

なお、本調達「別紙5 閲覧要領」（以下「閲覧要領」という。）の「4. 閲覧対象者」に掲げる条件をすべて満たしていることを保証します。

（対象資料の理解）

第1条 当社は、本誓約書でいう「閲覧資料」とは、fresco システムに係る著作物を含むものと理解します。また、当該資料が変更される場合があることについて同意します。

（目的外使用の禁止）

第2条 当社は、閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を本調達に関する意見の検討以外に使用しません。

（返却時期）

第3条 当社は、本調達に関する意見の検討終了後、閲覧資料を直ちに返却します。

2 当社が、本業務を受託した場合は、令和8年3月20日までに返却します。

（実施場所）

第4条 当社は、閲覧資料を、ISO/IEC 27001 認証（国際標準）又は JIS Q 27001（日本工業標準）を取得している場所（以下「実施場所」という。）にて、本調達に関する意見の検討に使用します。

（資料の閲覧等に係る遵守条件）

第5条 当社は、閲覧資料を実施場所から持ち出し（移送時を除く。）又は複製（本件 閲覧資料の内容に係る記述又は画像としてこれを保持する行為並びにこれらに準ずる行為等を含む。）しません。また、閲覧資料から知り得た情報を当社の従業員以外の第三者に開示、漏洩又は公開しません。

2 当社は、資料を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）を定め、「閲覧要領」付録の「資料を閲覧する者の名簿」により閲覧者の名簿を申告します。また、閲覧者に本誓約書に定める条件を確実に遵守させるとともに、閲覧者の本誓約書に定める条件違反について一切の責任を負います。

3 当社は、閲覧資料の過誤・不正確によって、当社又はこれに関して第三者に生じた損害を被ったときにも、JAFICに対し、損害賠償請求その他一切の請求を行いません。

4 当社は、JAFICへの閲覧資料の返却に際し、確実にすべての情報を返却し、かつ、作成された二次的情報を確実に抹消し、複製を含め保持していない旨の誓約書を提出します。

5 当社は、移送責任者を決めただうえで、当該責任者を含めた2名以上で施錠可能な移送用のカバン等を使用して閲覧資料を移送します。

（調査）

第6条 当社は、JAFICにより本誓約書の内容が遵守されていることを確認する必要があると認めるときは、JAFICが当社に報告を求めること又はJAFIC担当者及びJAFICの指定する者を当社の事業所等に派遣して調査することに同意します。

（権利付与）

第7条 当社は、閲覧資料が開示されたことによって、当社に何等新たな権利が付与されるものではないことについて了解します。

（損害賠償）

第8条 当社がJAFICに損害を与えた場合は、当社は、JAFICに対し一切の損害を賠償します。また、損害には、JAFICが要する一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれることに同意します。

（管轄裁判所）

第9条 本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

(協議)

第10条 本誓約書に定めのない事項、その他本誓約書の条項に関して疑義が生じたときは、JAFICと当社の協議により、円満に解決を図ります。

令和 年 月 日

一般社団法人漁業情報サービスセンター
会長 黒萩真悟 殿

住 所

法人名

代表者名 ㊟

資料を閲覧する者の名簿

	部署名	役職	氏名	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

令和 年 月 日

一般社団法人漁業情報サービスセンター
会長 黒萩真悟 殿

住 所

法人名

代表者名 ⑩

資料返却における誓約書

当社は、令和6年度補正予算スマート水産業情報システム強化緊急事業の整備業務に係る資源評価情報サブシステムの要件定義及びその設計業務に関する入札または業務のため、一般社団法人漁業情報サービスセンターから貸出を許可された資料について、「閲覧資料一覧」に記載されているすべての資料を返却し、かつ、二次的情報を抹消しており、複製を含め保持していないことを誓約いたします。